

保護者様

埼玉大学教育学部附属小学校
校長 石上 城行

学校感染症「治癒報告書」について

学校保健安全法第19条により、下記にあたる感染症にかかった場合、出席停止となるため、学校に御連絡ください。その際、医師の登校許可が出るまで出席停止となります。医師の登校許可を得て、登校が可能となります。なお、登校する際は、別紙の「治癒報告書」に**保護者が必要事項を記入して、登校時に保健室に提出してください（出席停止期間は欠席にはなりません）。**

記

【感染症と出席停止期間】

第2種感染症

- | | |
|-----------------------|---|
| ○ 新型コロナウイルス感染症 | ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| ○ インフルエンザ | ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| ○ 百日咳 | ・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| ○ 麻疹（はしか） | ・解熱した後3日を経過するまで |
| ○ 流行性耳下腺炎
（おたふくかぜ） | ・耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| ○ 風しん | ・発しんが消失するまで |
| ○ 水痘（みずぼうそう） | ・すべての発しんが痂皮（かひ）化するまで |
| ○ 咽頭結膜熱（プール熱） | ・主要症状消退後2日を経過するまで |
| ○ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 | ・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |

※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

第3種感染症

- 腸管出血性大腸菌感染症
- 流行性角結膜炎（はやり目）
- 急性出血性結膜炎
- その他の感染症
（ウイルス性胃腸炎、溶連菌感染症、
マイコプラズマ感染症、手足口病等）

感染の恐れが
なくなるまで

※ ただし、学校医、その他の医師において適当と認める予防処置を施したときはこの限りではない。

※ この用紙は御家庭で保管し、必要に応じてコピーしてください。

別紙

埼玉大学教育学部附属小学校

校長 石上 城行 様

治癒報告書

(病院名) _____ で (病名) _____

と診断されましたので、

_____ 月 _____ 日 _____ ~ _____ 月 _____ 日

まで登校を見合わせました。

医師から _____ 月 _____ 日に登校許可ができましたので、

本日から登校させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 学年 _____ 組

児童名 _____

保護者名 _____

※ この用紙は保護者が必要事項を記入してください。